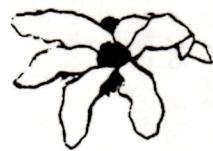


尾瀬の自然



(題字 初代環境庁長官 大石武一氏)

1993年 圓号

山スキーヤーでにぎわう至仏山頂



(2,3ページに関連記事、撮影・萩原富二)

尾瀬の自然を守る会

「尾瀬自然保護博物館」を一

はじめに

もう尾瀬のことについては書き尽くされて
いると思う。今までの会報をめくれば、尾
瀬の現状も、その将来のあるべき姿も、守る
会の主張や考え方も、すべて表現されている
と思う。二十三年も続いている守る会の運動
にしても、提言は出したし、マスター・プラン
はつくったし、尾瀬を守る懇談会の結成につ
なげたし、やるべき事はやったのである。し
かし、現状の改善は進んでいない。

も、冬期は何の意味もない。表紙の写真に見るように、至仏山頂はスキーヤーの花盛りであり、原への道はシユブールの大河となってゐる。いたるところにテントは張られ、ごみは雪の中に埋められ、夏の間の入山禁止区域など何のその縦横無尽である。目を光らすべき環境庁の尾瀬事務所は、まだ雪の中に埋もれしているだけだ。

この五月二十九日及び三十日、守る会の入山指導第一日に参加した感想を含めて、群馬県側のあり方について再考してみた。

戸倉地区(尾瀬の玄関)

群馬県片品村戸倉地区は、片品川上流最後の集落である。片品川本流と笠科川の合流する三角点にある小さな集落であるが、群馬県側から尾瀬に入る最もポピュラーな通過地点になっている。尾瀬開山の頃(明治二十一年)一軒の宿しかなかった山村だが、いま全村が民宿村である。しかも温泉が出ていて、マイクロバスに乗り替えるだけのことである。

尾瀬という學術的にも高度な自然をかかえて
いるところであるにもかかわらず、文化的教
育的施設は一つもない。群馬県のビジターセ
ンターは、尾瀬の中一時間も歩くほど深々と
入り込んだ山の奥まで行かねばないので。五
月三十日、登山道は雪解け水で川になつてい
る。ところによつて雪の上を歩く、なかなか
の道である。そこを町場の履き物で行こうと
するオバサンたち。「どこから来ましたか」
「名古屋から夜行バスで、ミズバショウを見
に」背広・革靴の添乗員は峰で待つと言う。一
〇分もしないうちにオバサンたちは帰つてしま
た。行ける訳がない。このような人たちに対
して、入口にないビジターセンターが何を教
えることができるのか。

昭和六十年の提言で守る会は、この戸倉
(と桧枝岐)に入山者規制(入山料の徴収を含
む)をはじめとする尾瀬の厳正保護と施策の一
元化を目的として、尾瀬総合保護センター
の設置を訴えている。また、自然保護に関す
る研究と自然観察指導員を養成する尾瀬環境
教育センターを併設することも提言している
昭和六十五年のマスター・プランでは、単な
る自然の解説にとどまらず、積極的に尾瀬の
自然の貴重さ、その価値の高さ、保護の必要
性も情宣する「尾瀬自然保護博物館」の建設を
加えている。考えてみれば、開山百年を越え
た尾瀬の歴史があるのに、戸倉に博物館一つ
ないとは怠慢としか言いようはない。

近い将来、上流に戸倉ダムができる、その
みかえりとして、大きな駐車場ができるとい
う話を聞いたが、戸倉に来る客の大部分は尾

冬のスキーカーにしたところで、通年施設としての博物館を通して、尾瀬に入らなくとも春夏秋冬の尾瀬を学ぶことが出来るだろう。雪道を泣きながら歩いて、結局ミズバショウを見れなかつたと嘆くより、大清水のミズバショウと博物館の解説で満足を得る人たちも大勢いるのである。

また、研究所や指導員養成所ができた時、今営業を止めている富士見小屋は、その位置からいって、アヤメ平の湿原回復作業の基地また指導員養成の実習教室の校舎としてよみがえるようと思う。かつての尾瀬入山の中心基地としての富士見峠の歴史的実績がそう簡単に消えてしまうようでは困るのである。鳩待峠(この詩的な名前は誰が付けたのだろう)、富士見峠、三平峠、沼山峠、この四つの峠の名前は残し続けたいものである。

(統)

「財団設立会議」 開かれる



大石武一氏(初代環境庁長官)は、高齢にもかかわらず精力的に行動し、福島県、群馬県、新潟県の尾瀬関係の三県知事に会い、六月一日には環境庁、東京電力、地元三村とも含めて、東京お茶の水の馬事畜産会館において、尾瀬の歴史上初めてと思われる関係者会議を開いた。尾瀬サミットが昨年八月に開かれて、財団設立は合意を見ており、環境庁にボールが投げられていてが、環境庁の具体的な動きがないままに歳を越していく

一 冬期利用状況調査報告書

梅山 久夫

平成元年より冬期の利用実態状況を現地調査している。

今年は、五月五日、尾瀬沼、尾瀬ヶ原、至仏山の三カ所を同時

調査した。調査団は、内海代表を含めて十五名で実施した。

今年は、例年より積雪が多く、場所によつては三メート

ルもあり、尾瀬沼は全面氷結して横断できる状況で、尾瀬

は冬山であった。

当日は戸倉に午前七時三十分に集合して、三グループに分かれて出発した。五月二日より冬期通行止め解除により運転を再開した関越バスに乗り鳩待峠へ。晴天にめぐまれ、今回初めての調査場所の至仏山グループは、頂上をめざして出発した。峠の駐車場は満車になり、路上駐車されてい

る。この時期に冬期通行止めとしているが、雪の上であつてある。山スキーが盛んに行われているが、雪の上であつ



要 望 書

平成5年5月17日

環境庁自然保護局 日光管理事務所長
赤井 熱 殿

尾瀬の自然を守る会代表
内 海 廣 重

私どもは平成元年度より、尾瀬地区における冬期の利用実態調査を五年間実施いたしました。今年度も五月五日に尾瀬沼、尾瀬ヶ原、至仏山の三カ所において利用状況の現地調査を尾瀬自然保護指導員十五名により実施いたしました。

冬期の尾瀬は積雪も多く、五月中旬までは入山を自粛すべきであると考えております。しかしながら、現状は極めて好ましくない利用状況となっています。

冬期の尾瀬は無規制、無指導状況にあり、この現状を放置すれば尾瀬の環境はますます悪化の道をたどります。したがって私どもは下記の通り要望いたします。

記

1. 尾瀬地区でのキャンプ禁止
2. スキーツアーの禁止
3. マイカー乗り入れ規制
4. 冬期立入禁止区域掲示板の設置
5. 五月中旬前の山小屋、売店の営業自粛

以 上

いるが、テントが湿原上に張られた。雪を掘りゴミや残飯を捨てたまま放置してありマナーの悪さにおどろいた。

岐・山の鼻地区の山小屋・売店は営業を始めていた。

尾瀬沼グループは大清水湿原にミズバショウ見物に来た観光客を見ながら三平峠を目ざした。今年は雪が多く、岩清水を過ぎてから冬道を通り、三平峠から全面氷結している尾瀬

沼へおりた。大清水から沼にミズバショウが咲いたと誤解して地図や雨具を持たず、運動靴で入山してきた軽装ハイカーは見受けられなかつた。山岳事故防止のため、案内掲示板が必要である。尾瀬沼のハイターセンターは閉じていた。尾瀬沼では二軒の山小屋・売店が営業を始めていた。

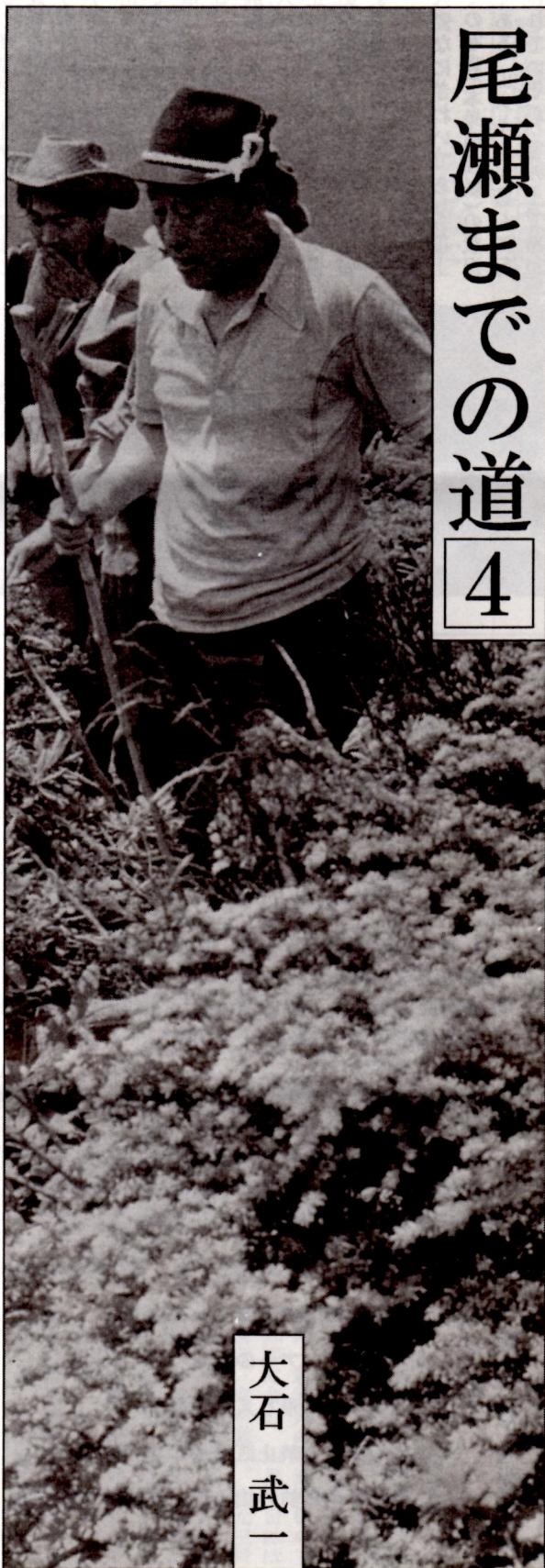
五月下旬までの間は静かな環境にしていく必要があり、現状は極めて好ましくない利用状況になつてゐる。冬期の尾瀬は無規制、無指導状況についている沼山峠口からのハイカーレは見受けられなかつた。山岳事故防止のため、案内掲示板が必要である。尾瀬沼のハイターセンターは閉じていた。尾瀬沼では二軒の山小屋・売店が営業を始めていた。

今回の調査内容をまとめた要望書を環境庁日光国立公園管理事務所へ直接提出した。(別掲)

大石武一（おおいし・ぶいち）

1909（明治 42）年 6 月 19 日、仙台市に生まれる。父・倫治（故人）は反軍思想の政治家だった。旧制仙台二中から旧制三高へ。植物学専攻を志したが、父の勧めで東北帝国大学（現東北大）医学部入学。卒後、助手、講師を経て 1944（昭和 19）年に助教授。1948（昭和 23）年初当選。1971（昭和 46）年 7 月、国務大臣・環境庁長官に就任。現在、緑の地球防衛基金会長、尾瀬を守る懇話会代表、尾瀬の自然を守る会顧問。

尾瀬までの道 4



大石
武一

「分かつた」と佐藤総理

実は尾瀬に出かける前日、私は閣議のあと総理大臣室に佐藤総理大臣を訪ねた。道路工事を止めるといったときに、他の閣僚に反対されても困るけれども、なんといっても総理から反対されたらどうにもならないと思つたからだ。

私は総理にいった。

「いま、わが国ではあまりにも自然破壊がひどすぎます。そこで私は国立公園の中を通る道路を二、三本止めたいと思っております。いかがでしょうか？」

すると佐藤総理は詳しいことは聞かないで、「分かった。君の思う通りにやりたまえ。も

し、その土地を買う必要があつたら国の費用で買いたまえ」

と言われた。力強い言葉だった。私は総理大臣によつて環境庁長官に任命されたのだ。その総理が私の気持ちを理解してくれた。私は心勇んで尾瀬に向かつたのだった。

しかし、すでに工事が始まつてゐる道路をストップさせることは容易なことではない。しかも一度ならず二度までも厚生省が許可を与えた道路である。それを後になつて、新設とはいえ同じ国の行政機関である環境庁が待つたをかけることができるものだろうか。一貫性を重く見る既成の行政の観念からみると、これはなかなか大変なことである。

事実、現地視察から帰つてきた直後の八月三日の閣議の席で、私はまず最初の反撃を受

本稿は『尾瀬までの道／緑と軍縮を求めて』(昭和57年3月30日、サンケイ出版)から抜粋したものです。

(編集部)

けた。

私はその席で尾瀬視察の報告をし、「自動車道路の建設は自然を破壊するので認められない」といった。

するとまず西村栄一建設大臣が、

「この道路はすでに昨年、関係各省と群馬、新潟、福島の三県で合意したものだ。當時、国立公園の自然保護を担当していた厚生省の意見も入れ、わざわざ国立公園の特別保護地区の中を通らないようにした。いまさら変更せよといわれても困る」

と発言した。

続いて赤城宗徳農林大臣が、

「大石君は就任以来、林道建設にも文句をつけていようだが、どういうつもりか」と食つてかかってきた。

建設大臣や農林大臣がこのような発言をするのは当然のことだと私は思った。尾瀬の道路は建設省が補助金を出している。各地の林道は農林省が管轄している、そうである以上、建設大臣や農林大臣が黙つて引つ込んでいたのでは、建設省や農林省の役人が納まらないだろう。真意はどうであれ、一応、そういう発言はやむを得ないと考えた。

それでも私は尾瀬の価値と自然破壊のひどさを強調し、さらに各地の国立公園で、スリーパー林道という名の観光自動車道が造られていることをあげて反論した。

そのころ日光の太郎杉裁判が宇都宮地方裁

判所で結審に近づいていた。日光東照宮の境内に人々から「太郎杉」の愛称で呼ばれている大木がそびえているが、国道の変更改良のために伐られることになった。東照宮をはじめ全国の自然爱好者はこぞってこの方針に反対し、ついには裁判ざたになってしまった。

もし国側が敗ければ、当時の金で六、七億円を追加して他をう回しなければならなくなる。この裁判は自然保護行政の一つの試金石として、世間の耳目を集めていたのである。ある日の閣議のおり、私は臨席にいる西村建設大臣に、「太郎杉は絶対に伐つてはいけないよ」と頼むと、彼は、「明年四月ころ判決が出るが、仮に国が敗けても控訴はしないよ」とはつきり返事をしてくれた。私は西村君のヒューマニズムと友情に感激した。その西村君も、尾瀬の道路問題では立場上、反対の発言をせざるを得なかつたのだ。

佐藤総理はこうした閣議のやりとり黙つて聞いておられた。他の閣僚も発言せず、私を特に支持するということもなかつた。ただ初代環境庁長官を努めた山中貞則総理府総務長官は、「環境庁長官には関係各間の長に対し調整権限を持つていているのだから、もう少し煮つめてみたらどうか」といつてくれた。

その日の夕刊には一面のトップに次のように見出しが躍っていた。

「尾瀬保護に冷たい閣議 道路変更に“待つ”と関係閣議 大石長官は孤立状態」

ところが、この新聞が出ると世論が沸騰しきたのである。

う活発になってきた。閣議で孤立状態とは、どうつい表現だったが、これがかえつて、私に対する世論の支持を燃え上がらすことになった。

しかし、閣内では私に対する反論は続いた。

次の閣議でも、通産大臣をしていた田中角栄氏から、一度決めた道路を途中で中止させるのは無謀だ、との強硬意見が述べられた。当时、田中氏は首相の座を目指して飛ぶ鳥を落とす勢いだった。これは大変なことになつたと私は思つた。

そこで懸命に反論を試みた。

「確かに筋論からいえば、一度認めた工事を中止させるのは無謀かも知れない。しかし、尾瀬の現地を見れば、中止せざるを得ないのだ」

尾瀬は世界の宝庫だ。この素晴らしい自然を守るには、例外的措置として、どうしても中止させなくてはいけないのである。尾瀬は世界の宝庫だ。この素晴らしい自然を守るには、例外的措置として、どうしても中止させなくてはいけないのである。

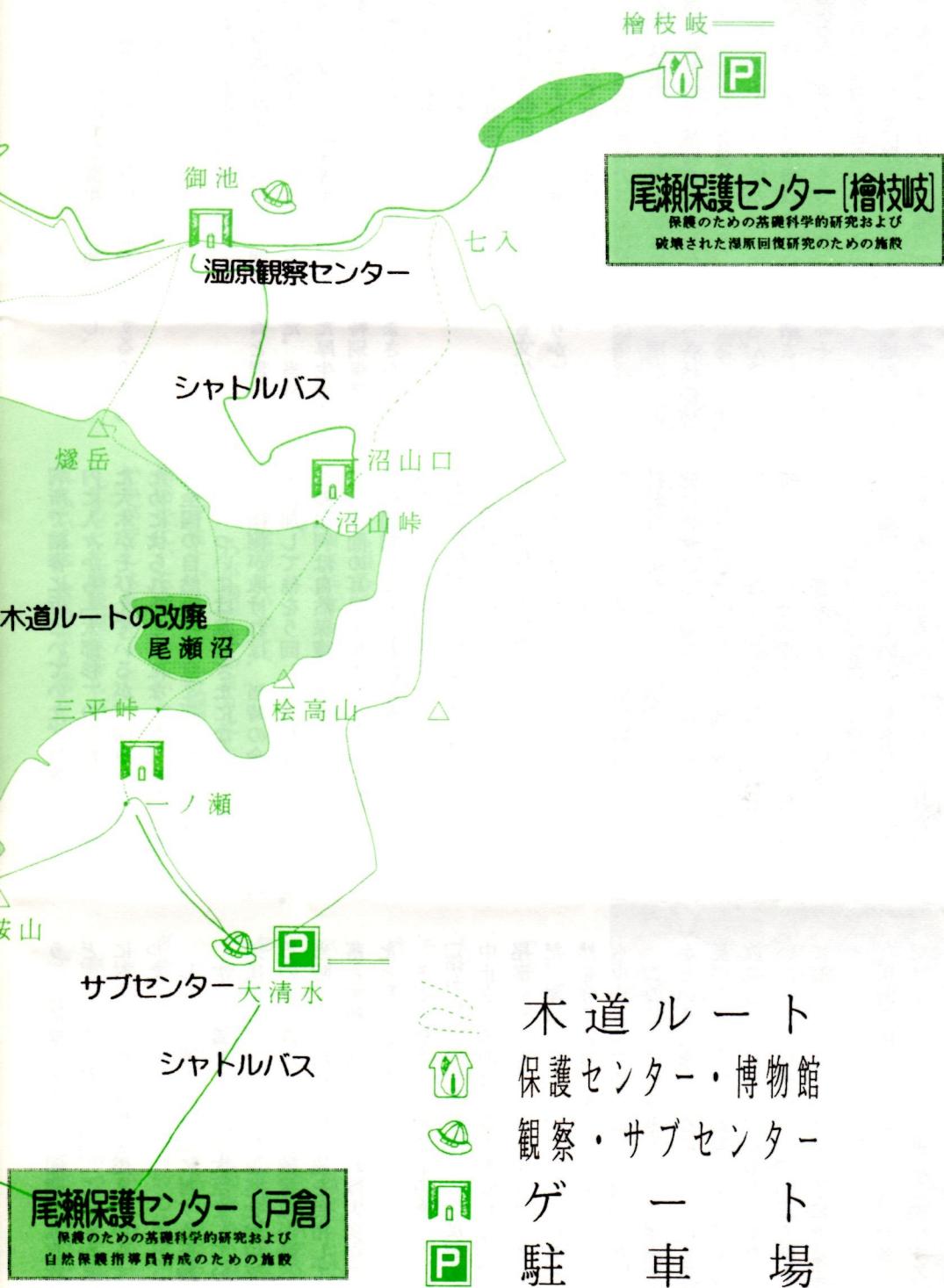
佐藤総理は、このころになると新聞には尾瀬を見が、盛んに始めた。テレビでも討論会が放映され、賛否両論が激しくたたかわされた。自然保護について国民の関心が日に日に高まってきたことが、手にとるように分かつた。

尾瀬問題は、環境庁の職員を奮い立たせただけではない。広く世論を喚起することによつて、国民の自然を見つめる目を高めていくと想う。私が、この問題を環境行政の柱にえたことが、次第に効果を發揮しはじめてきたのである。

(続)

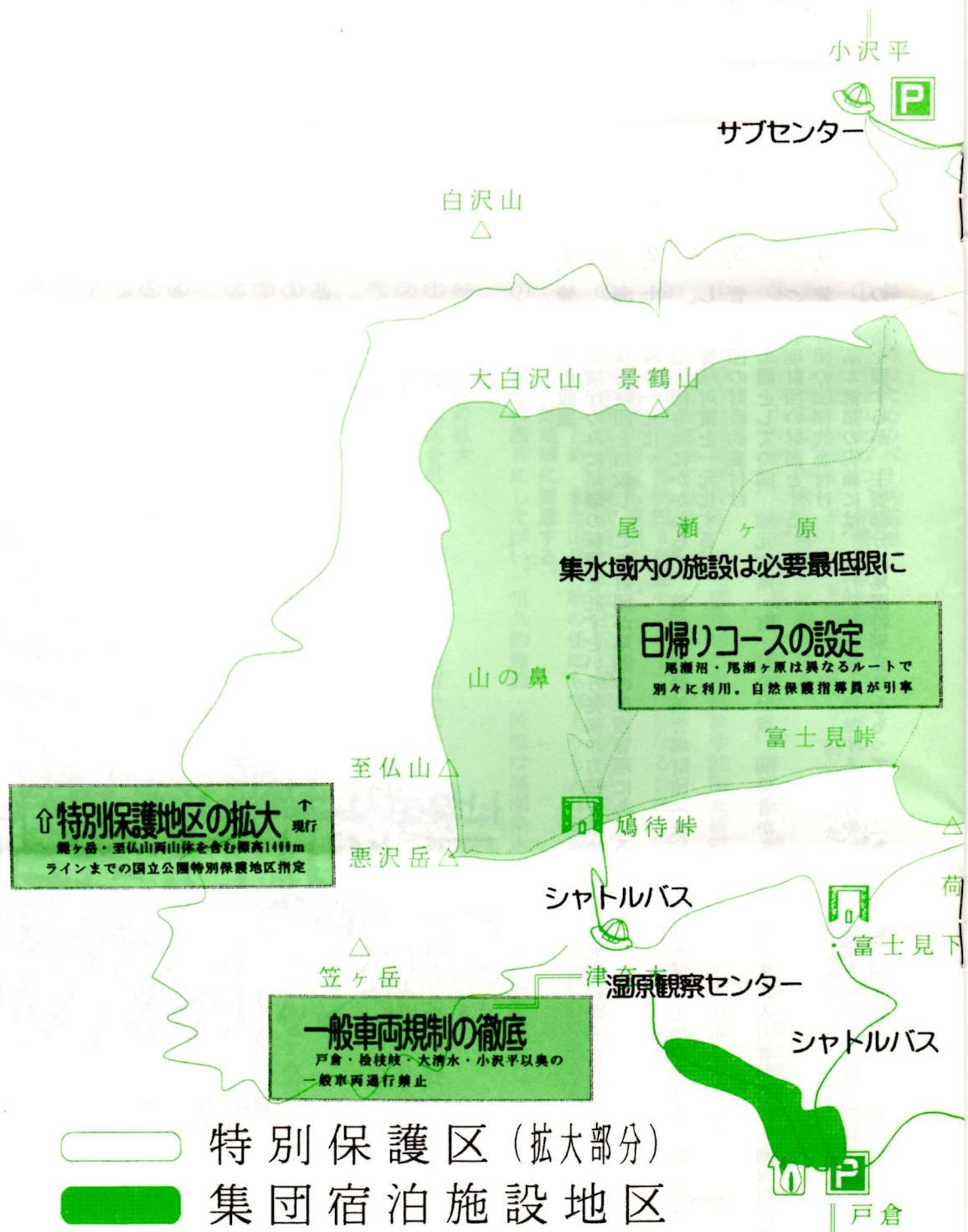
保護と利用のためのマスターplan

尾瀬



- | | |
|--|------------|
| | 木道ルート |
| | 保護センター・博物館 |
| | 観察・サブセンター |
| | ゲート |
| | 駐車場 |

尾瀬の自然を守る会



保護と利用のためのマスター・プラン

の基本構想

基本構想（抄）

- 1、管理財団の設置
国・環境庁のみに尾瀬の保護を託すという従来の方法を改め、国・地元町村からなる第三セクター方式の尾瀬管理保護財団を創設し、この財団が尾瀬の保護管理にあたる。
 - 2、土地管理の一元化
土地管理の一元化
 - 3、私有地・国有地にかかわらず、前項尾瀬保護管理財団（仮称）に尾瀬地域の土地の管理を委託（無償貸付）し保護管理対策を一元化する。
 - 4、管理財団の財政的裏付け
管理財団の法律的裏付け
国立公園としての国、地元の県・町・村の公費、関係者からの寄付等、また入山者からの尾瀬利用料等をもつて管理財団の財源とする。
- この基本構想の実施には、現行法律体系と抵触する部分や、すでに設定されている種々の財産権・生活権との調整をするが、主要部分は尾瀬特別立法をもつてこれにあて、併せて国立公園法の一部改定もおこなう。



温泉小屋を間近にした
尾瀬ヶ原・至仏山
カット 赤松作太郎

尾瀬の自然を守る会

マスタープラン

保護とあり得べき利用の形態（抄）

1、

保護管理のためのベース基地

- ① 保護管理のために、保護対象を調査・研究する「尾瀬自然保護研究所」、その情宣機関としての「尾瀬自然保护博物館＝保護センター」、またそれを担う人材育成のための「自然保護指導員養成所」の三つを設置する。
 ② 以上の機関は、戸倉と檜枝岐に設置する。
 ③ 中継点の小沢平・大清水には各々「サブセンター」を、津奈木・御池には「湿原観察センター」を設置する。

- ④ 「尾瀬自然保護研究所」は尾瀬地域の自然科学的調査研究に加えて、破壊の進んだ湿原の回復研究実験・作業等も併せておこなう。

- ⑤ 「尾瀬自然保護博物館＝保護センター」は単なる自然の解説にとどまらず、尾瀬の自然の貴重さ・価値や保護の必要性の情宣も推進する。
 ⑥ 「自然保護指導員養成所」では上記二機関の運営ができ、なおかつコース案内や自然解説と併せて自然保护の普及につとめ、また山岳行動の任にも堪えうる人材を育成し、将来的には尾瀬のみにかかわらず広く国内各所の自然地域に派遣する。

- ⑦ 基本構想の趣旨にしたがい、恒久的施設・設備は尾瀬集水域内から原則的に撤去し、必要最低限のものを設置する。

3、

特別保護地区の拡大

- ① 特別保護地区を拡大する。範囲は、垂直分布のブナ帯のあらわれる標高である一四〇〇mを基準とする。
 ② 拡大した特別保護地区へは恒久的施設・設備を設置せず、また緊急車両以外の乗り入れを禁止する。

- ③ 拡大した特別保護地区へのアクセスは排気ガスのないシャトルバスとし、管理用車両も排気ガスのない車両を使用する。

基本的な利用形態

- ① 観光地として企業・業者の営利の使途に供することなく、教育・学術の場としての利用を第一義とする。

- ② 尾瀬沼と尾瀬ヶ原は別々の自然域として、異なる入山口から入り別々に見学・観察する。

- ③ 入山口は、現行の鳩待峠口・富士見下口・一ノ瀬口・沼山峠口・御池口の五カ所とし、ゲートを設け、自然保護指導員引率以外の入山を制限（禁止）する。

- ④ 津奈木・御池・大清水などの小規模湿原を利用し、尾瀬に関する教育の場とする。

- ⑤ 湿原中央を縦断する木道ルートを廃止し、必要な場所は周囲の森林内に移設する。

- ⑥ 集水域内の宿泊を避け、稜線外の宿泊施設を利用する。

- ⑦ 集水域内のキャンプは廃止する。

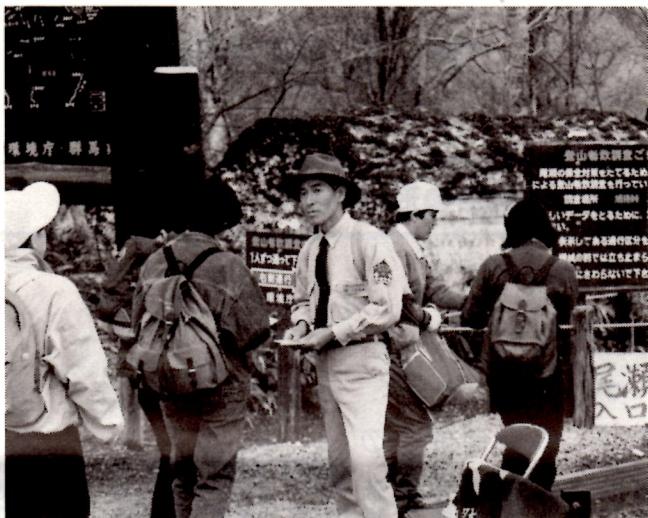
- ⑧ 利用期間は五月下旬より一〇月中旬とし、冬期は全域を立入禁止とする。
 各コースごとに入山者数を適正に保ち、それを超える入山者は制限する。（適正人数は別途算出する）

- ⑨ ⑩ 尾瀬の自然を守る会、「二十一世紀に引き継ぐために」

- ⑪ 尾瀬を守る懇話会、「尾瀬を守るために提言」

- ⑫ 尾瀬の自然を守る会・「尾瀬・保護と利用のためのマスタープラン」

より抜粋



入山指導中の内海代表 (1993. 5. 30 鳩待峠)

この日、入山指導には大清水に3人、
鳩待峠に4人、計7人の指導員であった。

鳩待峠 (1993. 5. 29)

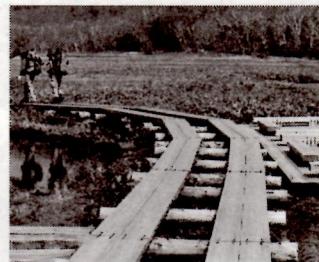
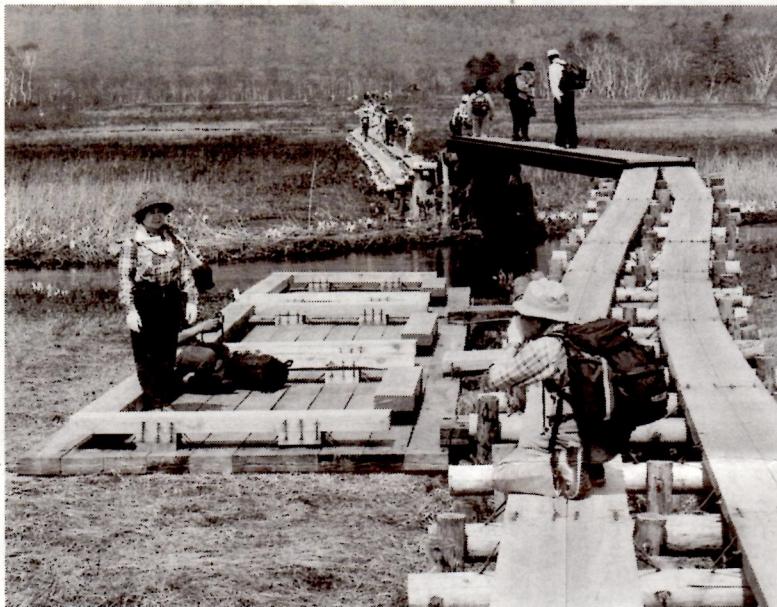
入山口としては広がりすぎている。マイクロバス到着ごとに砂ぼこりが舞い上がる。

入山者指導強化へ 指導員強化の試み

尾瀬の自然を守る会は、93年度の活動方針の一つに指導員による入山者指導を強化していく方針を打ち出したが、その一環として初の指導員常駐の試みを五月二十九日～六月十三日の日程で、群馬県側で行った。その活動の一端をグラフで紹介する。

(青木)





尾瀬ヶ原中田代下の大堀川付近 (1993. 5. 29)

新しい休憩所が湿原にふたをしている。ミズバショウの咲く場所や池塘の横に敷設されている。まさに「観光テラス」である。

戸倉地区の街並み (1993. 5. 30)

今回の入山指導の基地となった「一仙」の前から中心街を撮す。



